

2. 高額介護（予防）サービス費の支給事務

I 事務処理

高額介護サービス費の負担限度額については、本人及び同一世帯に属する第一号被保険者の所得状況に応じて判定されるものであり、具体的には次により判定することとなる。

第1 定期的な判定

市町村民税に係る所得の金額は、毎年度、前年中の所得に基づいて算定されることから、その算定期間を踏まえ、毎年8月1日を基準日として定期的に判定を行うこととする。転入者の所得については転入先市町村が転出元市町村に所得を照会することで対応し、住所地特例対象被保険者については現住所地である施設所在市町村に照会することで対応する。なお、控除対象者の把握については、住民票上の世帯情報を把握するため、転出元市町村や施設所在市町村の住民票担当課へ確認することもあると考えられる。

世帯員のいずれも要介護（支援）認定を受けていない世帯については、負担限度額を判定する必要はなく、新たに要介護（支援）認定の申請があった際に随時判定することとなる。

(1) 世帯状況・所得状況の把握

保険者は、毎年8月1日現在の世帯・所得状況を把握し、次の判定を行う。

① 市町村民税非課税者等の判定

市町村民税非課税者等に該当するかの判断は、サービス利用があった月ごとに、それぞれの月の初日において当該被保険者が属する世帯の世帯主及び世帯員の同日における課税状況等により行うものとする。

当該被保険者が属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が市町村民税非課税である場合、以下の区分に応じて負担上限額の判定を行う。

- ・生活保護の被保護者である場合：個人15,000円
- ・15,000円への減額により生活保護の被保護者とならない場合：
世帯15,000円
- ・市町村民税世帯非課税かつ①公的年金等収入金額+その他の合計所得金額の合計が80万円以下又は②老齢福祉年金受給者の場合：世帯24,600円
(個人15,000円)
- ・市町村民税世帯非課税の場合：世帯24,600円
- ・24,600円への減額により生活保護の被保護者とならない場合：
世帯24,600円

② 課税所得の判定

当該被保険者が属する世帯の世帯主及び全ての世帯員の中に市町村民税課

税者がいる場合（市町村民税課税世帯である場合）、当該世帯に属する全ての第一号被保険者の課税所得額を把握し、以下の区分に応じて負担上限額の判定を行う。

- ・ 課税所得380万円未満である者がいる場合：世帯44,400円
- ・ 同380万円以上690万円未満である者がいる場合：世帯93,000円
- ・ 同690万円以上である者がいる場合：世帯140,100円

※ 課税所得とは、具体的には、当該所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税に係る所得の金額によるものとし、同法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額から、同項各号及び第2項の規定による控除をした後の金額として算定する。

※ また、課税所得の算定には、平成22年度税制改正による年少扶養控除の見直しに対応するための調整措置が設けられており、サービスを受けた月の属する年の前年の12月31日現在において世帯主であって、同日において同一世帯に合計所得金額が38万円以下の19歳未満の者（控除対象者）がいる場合には、下記の金額を課税所得から控除する。

- ・ 16歳未満の控除対象者の人数×33万円
- ・ 16歳以上19歳未満の控除対象者の人数×12万円

（2）適用

（1）による判定後、8月1日以降に利用するサービス分から当該判定に基づく自己負担限度額が適用される。

（3）新たに要介護（支援）認定の申請があった際の判定

8月の定期判定の時点では世帯内に要介護（支援）者がおらず、その後に新たに要介護（支援）認定の申請があった際の判定も、基本的な流れは（1）及び（2）と同じである。

第2 世帯構成の変更に伴う随時の判定

高額介護サービス費の現役並み所得区分は世帯単位で適用する仕組みであるから、第1に掲げる定期的な判定後も、世帯構成に変更があった場合には、当該世帯の負担限度額が変更になる可能性がある。このため、変更後の世帯の状況を踏まえ、負担限度額を速やかに再判定し、所得区分が変わる場合には、新たな負担限度額を適用することが必要となる。

（1）世帯構成の変更の事実の把握

第一号被保険者の転入・転出・転居・死亡・65歳到達等に係る住民基本台帳の更新状況の確認などを通じて、随時、世帯構成の変更の事実を把握すること

が必要となる。

世帯構成の変更の事実を把握した場合には、変更後の世帯構成に基づいて再度負担限度額を判定することとなる。この場合、転入者に係る所得状況は転入先市町村の税情報で確認できないことから、転出元市町村に所得照会を行うことにより把握する必要がある。なお、控除対象者の把握については、住民票上の世帯情報を把握するため、転出元市町村の住民票担当課へ確認することもあると考えられる。

(2) 変更後の状況に基づく判定

変更後の世帯の状況を前提として、第1(1)に基づき、当該世帯に属する全ての第一号被保険者の課税所得額を把握し負担限度額を判定する。

(3) 変更後の負担限度額の適用

従来から、高額介護サービス費の負担限度額の適用については、サービスの利用月ごとに、それぞれの月の初日における世帯状況及び所得状況により判断する運用とされている。すなわち、世帯構成の変更に伴い自己負担限度額も変更となる場合には、当該世帯構成の変更の事実が生じた月の翌月サービス分から、変更後の自己負担限度額が適用される。

① 他保険者への転出・他保険者からの転入があった場合

ア 転入した第一号被保険者が転入先保険者で新たに世帯を形成した場合
転入した日から、転入先保険者において判定した負担限度額を適用する。

イ 転入した第一号被保険者が転入先保険者で既存の世帯に入った場合
転入した第一号被保険者を受け入れた月は、当該月の受け入れ前の負担限度額を適用することとし、負担限度額に変更が生じる場合には、新たな負担限度額を翌月初日から適用する。ただし、転入した日が月の初日である場合は、当該月から新たな負担限度額を適用する。

ウ 第一号被保険者が転出した世帯について
イと同様に取り扱う。

② 同一保険者内で他世帯への転居・他世帯からの転居があった場合

ア 転居した第一号被保険者が新たに世帯を形成した場合
転居した月は、当該月の転居前の負担限度額を適用することとし、負担限度額に変更が生じる場合には、新たな負担限度額を翌月初日から適用する。ただし、転居した日が月の初日である場合は、当該月から新たな負担限度額を適用する。

イ 転居した第一号被保険者が転居先で既存の世帯に入った場合
アと同様に取り扱う。

ウ 第一号被保険者が転居した世帯について

①イと同様に取り扱う。

③ 新たに65歳到達により第一号被保険者となる者があった場合

65歳到達した月は、当該月の従前の負担限度額を適用することとし、負担限度額に変更が生じる場合には、新たな負担限度額を翌月初日から適用する。ただし、65歳到達した日が月の初日である場合は、当該月から新たな負担限度額を適用する。

④ 第一号被保険者の死亡等による資格喪失があった場合

同一世帯に属する他の第一号被保険者について、死亡等による資格喪失があった月は、当該月の従前の負担限度額を適用することとし、負担限度額に変更が生じる場合には、新たな負担限度額を翌月初日から適用する。なお、死亡等があった日が月の末日である場合は、死亡等があった日の属する月の翌月初日から新たな負担限度額を適用することとなる。

(参考) 他保険者への転出・他保険者からの転入があった場合 (ア)

		8月	9月		10月
			前半	後半	
世帯構成	世帯X (α市)	A (380万<課税所得<690万) B (非課税)	A	A	A
	世帯Y (β市)		B	B	B
負担限度額	A	93,000	93,000	93,000	93,000
	B			24,600	24,600

(参考) 他保険者への転出・他保険者からの転入があった場合 (イ)

		8月	9月		10月
			前半	後半	
世帯構成	世帯X (α市)	A (380万<課税所得<690万) B (非課税)	A	A	A
	世帯Y (β市)		C	B C	B C
負担限度額	A	93,000	93,000	93,000	93,000
	B			140,100	140,100
	C	140,100	140,100		

(参考) 同一保険者内で他世帯への転居・他世帯からの転居があった場合 (ア)

		8月	9月		10月
			前半	後半	
世帯構成	世帯X	A (380万<課税所得<690万) B (非課税)	A	A	A
	世帯Y		B	B	B
負担 限度額	A	93,000	93,000		93,000
	B				24,600

(参考) 同一保険者内で他世帯への転居・他世帯からの転居があった場合 (イ)

		8月	9月		10月
			前半	後半	
世帯構成	世帯X	A (380万<課税所得<690万) B (非課税)	A	A	A
	世帯Y		C (690万<課税所得)	B C	B C
負担 限度額	A	93,000	93,000		93,000
	B				140,100
	C	140,100	140,100		

第3 境界層措置に係る判定

要保護者（生活保護法第六条第二項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）のうち、所得区分に応じて通常判定される負担上限額よりも低い負担上限額を適用されたならば、保護（生活保護法第二条に規定する保護をいう。以下同じ。）を必要としない状態となる者の判定については、生活保護の保護申請が却下又は生活保護が廃止され、かつ、これらの規定を適用することが必要であると認められたことが前提となるが、その適用については、保護の却下に係る申請が行われた月又は保護が廃止された月の初日に遡って適用されるものとする。

なお、適用期間は、開始された年度の翌年度の7月末日まで（当該認定を行った日の属する月が4月～7月までの場合は、当年度の7月末日まで）継続するものとする。

第4 生活保護の開始・廃止に伴う判定

所得や世帯構成の変更における適用と同様の取扱いとし、月の途中において生活保護が開始された場合は、当該月の初日に遡って新たな区分を適用する。

第5 過誤調整

適切に負担限度額を判定した後であっても、

- ・ 被保険者からの世帯変更の届出が遅れたことなどにより、世帯構成の変更の事実の把握が遅れ、随時の再判定が本来適用すべき月に間に合わなかった場合
- ・ 修正申告等により所得更正があり、判定の根拠とした所得の額が遡及して変更された場合

には、既に利用した過去分のサービスに係る負担限度額を訂正して適用する必要が生じることがある。この場合、次の考え方を基本に、事後的に正しい負担限度額となるよう過誤調整を行う。

(1) 世帯構成の変更の事実の把握が遅れた場合

第2に掲げるとおり、世帯構成の変更に伴って負担限度額の変更が生じる場合があるが、転出入や死亡等に係る本人からの届出が遅れたことなどが原因でその事実の把握が遅れ、結果として、変更前の負担限度額に基づいて高額介護サービス費が支給されているケースも想定される。

こうした場合、事実を把握した時点で速やかに再判定を行うとともに、既に変更前の負担限度額を基に支給されている過去分の高額介護サービス費については、変更後の負担限度額に基づいて計算した高額介護サービス費との差額を被保険者との間で調整する必要がある。

たとえば、44,400円と判定されていた世帯に、課税所得380万円以上690万円未満の第一号被保険者が転入していたことが後日判明した場合には、転入月の翌月まで遡及して93,000円を適用し、差額を調整することとなる。

(2) 所得更正があった場合

負担限度額は、地方税法の規定による市町村民税に係る所得の金額に基づいて判定されるが、しばしば修正申告等により、過年度分の所得の金額が修正され、課税所得をはじめ判定根拠に用いた金額が変更されることがある。

これにより負担限度額が変更となる場合、変更の事実を把握した時点で速やかに再判定を行うとともに、既に支給している過去分の高額介護サービス費についても変更後の負担限度額を基に算定すべきことになるから、差額を被保険者との間で調整する必要がある。

例えば、負担限度額の93,000円と判定されていた世帯が、後日生じた所得更正により課税所得380万円を下回った場合には、遡及して44,400円を適用し、差額を調整することとなる。

(3) 遡及期間

(1) の場合、基本的には、世帯構成の変更に伴う新たな負担限度額の本来

の適用開始時期にまで遡って、その時点から直近に至るまでの間に既に支給された高額介護サービス費の額を過誤調整することとなる。

(2) の場合、所得とは年度を通じて一つの金額に決まるものであるから、所得に基づく判定の切り替えが行われる8月1日まで遡って、その時点から直近に至るまでの間に既に支給された高額介護サービス費の額を過誤調整することとなる。(更に過年度分の所得が更正された場合には、それに応じて、当該所得が判定に用いられる期間の負担限度額が変更されるため、その期間の高額介護サービス費の額を過誤調整することとなる。)

(1) 及び(2) のいずれにしても、遡及は消滅時効の範囲内にとどまるため、

- ・ 法第200条第1項の規定により保険給付を受ける権利は2年の消滅時効が適用され、差額の追加給付は2年間を限度
- ・ 地方自治法第236条第1項の規定により不当利得の返還請求権は5年の消滅時効が適用され、差額の徴収は5年間を限度

として遡及変更し得ることとなる。この場合、消滅時効の起算点は権利を行使することができるに至ったときと解されるためサービスを受けた日の属する月の翌月初日から進行するものとして取り扱う。

第6 申請手続の負担軽減の取扱い

支給対象となった場合における受給対象者の毎回の申請・受給に係る負担を軽減するため、

- ① 申請書の記載内容の工夫などにより、申請は初回のみで足りるようにする
- ② 申請時に利用者負担額の申告及び領収書の添付を求めない
- ③ 高額介護サービス費の受取りについても、初回申請時に指定した口座に振り込む

など適切に対応されたい。

3. 特定入所者介護（予防）サービス費の支給事務

I 支給要件

第1 原則的な支給要件

(1) 世帯の課税状況

当該被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員並びにその者の配偶者（※1～3）が、サービスを受けた日の属する年度（その日の属する月が4月から7月までの場合は、前年度）分の市町村民税が非課税（市町村の条例により免除されている場合を含む。）であることが必要となる。

負担限度額認定は、毎年8月以降の申請日の属する月の初日に遡って効力を有するものとする。

※1 配偶者には、事実上の婚姻関係にある者も含む（(2)において同じ。）。

※2 離婚や婚姻の取消しが成立した場合には、配偶者の課税状況の勘案の対象外となるが、運用上、離婚の調停・訴訟や婚姻の取消訴訟等の手続を開始している場合であって、生活に係る配偶者からの援助が期待しがたいと認められるときは、勘案の対象外として差し支えない（(2)において同じ。）。この場合、調定申立書の写しや訴状の写し等により事実関係を確認する。

※3 ①配偶者が行方不明となった場合、②配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第1項に規定する配偶者からの暴力を受けた場合、③その他これらに準ずる場合には、配偶者の課税状況の勘案の対象外とする。

その他これらに準ずる場合としては、配偶者が本人の財産を不当に処分するなど、いわゆる経済的虐待に該当する場合や、②とは逆に本人が配偶者に暴力を行っている場合が考えられるが、夫婦間には生活保持義務があると解されていることを踏まえた改正の趣旨を逸脱しない範囲において、個別具体的な事情に基づき判断する（(2)において同じ。）。なお、配偶者からの暴力や虐待があることを保険者が把握した場合には、福祉事務所や、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）に基づき対応を行う市町村、地域包括支援センター等の関係機関との連携、情報提供に努めることが重要である。

(2) 預貯金等の状況

(1) とともに、本人及び配偶者の所有する預貯金等の合計額も支給要件に含まれるところ、当該預貯金等の合計額については、配偶者の有無に応じて、以下のとおりとなる。

※ 生活保護受給者は預貯金等の要件がない。

① 配偶者がいない場合

- ・ 世帯全員が市町村民税非課税かつ本人が老齢福祉年金受給者である場合：1000万円以下
- ・ 世帯全員が市町村民税非課税かつ本人の年金収入（非課税年金を含む。）及びその他の合計所得金額の合計額（以下「年金収入等」という。）が80万円以下（第2段階）である場合：650万円以下
- ・ 世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等80万円超120万円以下（第3段階①）である場合：550万円以下
- ・ 世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等120万円超（第3段階②）である場合：500万円以下

② 配偶者がいる場合

- ・ 本人の預貯金等の合計額に1,000万円を加算した額以下であること

また、合計すべき預貯金等の範囲は、介護保険法施行規則（平成11年厚生労働省令第36号。以下「施行規則」という。）第83条の5第1号において、現金、所得税法第2条第1項第10号に規定する預貯金、同項第11号に規定する合同運用信託、同項第15号の3に規定する公募公社債等運用投資信託及び同項第17号に規定する有価証券その他これらに類する資産と定義されている。

	対象か否か	確認方法
預貯金 （普通・定期）	○	通帳の写し （インターネットバンクであれば口座残高ページの写し）
有価証券 （株式・国債・地方債・社債など）	○	証券会社や銀行の口座残高の写し （ウェブサイトの写しも可）
金・銀（積立購入を含む）など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	○	購入先の銀行等の口座残高の写し （ウェブサイトの写しも可）
投資信託	○	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し （ウェブサイトの写しも可）
タンス預金 （現金）	○	自己申告
負債 （借入金・住宅ローンなど）	○	金銭消費貸借契約書など

生命保険	×	—
自動車	×	—
貴金属 (腕時計・宝石など、時価評価額の把握が困難であるもの)	×	—
その他高価な価値のあるもの (絵画・骨董品・家財など)	×	—

なお、運用上、負債（借入金、住宅ローン等）がある場合には、預貯金等の合計額から負債の額を控除する。また、現に特定入所者介護（予防）サービス費の支給を受けている者であって、特定の者に対し、精神的な慰謝激励等の目的で給付されている金銭は、預貯金等に含まない。

（3）非課税年金の勘案

利用者負担段階を判定するにおける年金収入等について、非課税年金収入が含まれているため、年金保険者から市町村（広域連合が通知を受ける場合は、広域連合を含む。以下同じ。）に非課税年金情報を通知する仕組みを構築している。ここでいう年金保険者とは、日本年金機構、国家公務員共済組合（通知業務は国家公務員共済組合連合会が行う。）、地方公務員共済組合（通知業務は地方公務員共済組合連合会が行う。）及び日本私立学校振興・共済事業団を指す。

市町村は、非課税年金情報の通知により非課税年金額を把握し、課税年金収入額＋その他の合計所得金額（以下「課税年金収入等」という。）と合算して判定する。詳細については、Ⅱ非課税年金勘案の事務処理を確認されたい。

なお、旧措置入所者については、非課税年金勘案の対象外としている。

第2 市町村民税課税層に対する特例減額措置

市町村民税が課税されている場合でも、一定の要件に該当する場合には、利用者負担第3段階②（年金収入等120万円超）の負担限度額を適用して補足給付を支給する仕組みとなっている。この点、本制度の適用に当たっては、居住用資産以外の資産の状況なども支給要件として勘案する必要があるところ、本制度についても被保険者からの申請が前提となり、保険者側で予め支給要件を満たすかどうかを確認することができないことから、本措置の趣旨・内容について被保険者に対して広く周知することが重要である。詳細は、**4. 市町村民税課税層に対する特例減額措置**（P66）を確認されたい。

II 非課税年金勘案の事務処理

第1 事務処理

(1) 年次処理

毎年1回、当該年の前年の非課税年金情報が年金保険者から市町村に送付される処理をいう。年次処理で通知された非課税年金額を課税年金収入額及び合計所得金額と合算し、当該年の8月からの支給判定に際し勘案することとする。

① 通知対象者

当該年の1月1日現在において、国内に居住し、非課税年金（基礎年金・厚生年金・共済年金（旧法年金を含む。）等の障害年金、遺族年金をいう。詳細は、以下の参考又は媒体仕様書中の年金コードを参照。）を受給している40歳以上の年金受給者である。

【参考：対象年金について】

※非課税年金情報用の年金コード。年金振込通知書等に表示される年金コードと異なる場合がある。

	年金コード(※)	媒体仕様書における名称	振込通知書等に出力される年金種別の文言 (例)
1	0500, 0560～69	障害年金(共済)	障害
2	1350～59	障害基礎年金	国民年金 障害基礎 ※障害厚生年金併給の場合、 国民年金・厚生年金 障害基礎厚生
3	2650～59	障害基礎年金(障害福祉年金裁定替え分)	国民年金 障害基礎
4	5350～59	障害基礎年金(短期)	国民年金 障害基礎
5	6350～59	障害基礎年金(20歳前)	国民年金 障害基礎
6	2350～59	障害厚生年金	厚生年金 障害厚生 ※障害基礎年金併給の場合、2と同様
7	0620～29	国民年金障害年金	国民年金 障害
8	0330～39	厚生年金保険障害年金	厚生年金 障害
9	0340～49	船員保険障害年金	船員保険年金 障害
10	1300, 1370～79	障害共済年金 障害共済年金(一元化法改正前の共済法の規定) 障害共済年金(一元化法附則第41条第1項の規定) 障害共済年金(一元化法附則第65条第1項の規定) 障害厚生年金(2号厚年) 障害厚生年金(3号厚年) 障害厚生年金(4号厚年)	障害共済

11	1450～59	遺族基礎年金	国民年金 遺族基礎 ※遺族厚生年金併給の場合、 国民年金・厚生年金 遺族基礎厚生
12	6450～59	遺族基礎年金(短期)	国民年金 遺族基礎
13	2450～59	遺族厚生年金	厚生年金 遺族厚生 ※遺族基礎年金併給の場合、11と 同様
14	0430～39	厚生年金保険遺族年金	厚生年金 遺族
15	0530～39	厚生年金保険寡婦年金	厚生年金 寡婦
16	0930～39	厚生年金保険通算遺族年金	厚生年金 通算遺族
17	0440～49	船員保険遺族年金	船員保険年金 遺族
18	1400, 1470～79	遺族共済年金 遺族共済年金(一元化法改正前の共済法の規定) 遺族共済年金(一元化法附則第41条第1項の規定) 遺族共済年金(一元化法附則第65条第1項の規定) 遺族厚生年金(2号厚年) 遺族厚生年金(3号厚年) 遺族厚生年金(4号厚年)	遺族共済
19	0400, 0460～69	遺族年金(共済)	遺族
20	0900, 0960～69	通算遺族年金(共済)	通算遺族
21	0630～39	厚生年金保険かん夫年金	厚生年金 かん夫
22	0730～39	厚生年金保険遺児年金	厚生年金 遺児
23	1030～39	厚生年金保険特例遺族年金(新法含む)	厚生年金 特例遺族
24	0540～49	船員保険寡婦年金	船員保険年金 寡婦
25	0740～49	船員保険遺児年金	船員保険年金 遺児
26	0940～49	船員保険通算遺族年金	船員保険年金 通算遺族
27	1040～49	船員保険特例遺族年金	船員保険年金 特例遺族
28	0720～29	国民年金母子年金	国民年金 母子
29	0820～29	国民年金準母子年金	国民年金 準母子
30	0920～29	国民年金寡婦年金	国民年金 寡婦
31	1020～29	国民年金遺児年金	国民年金 遺児
32	2750～59	遺族基礎年金(母子福祉年金裁定替え分)	国民年金 遺族基礎
33	2850～59	遺族基礎年金(準母子福祉年金裁定替え分)	国民年金 遺族基礎
34	5950～59	寡婦年金	国民年金 寡婦

※ 年金保険者が、非課税年金情報を送付している市町村については、以下のとおりとなる。

- ・ 特別徴収対象者については、特別徴収対象者の送付先市町村に送付（住所地特例対象者も同様。）することとし、特別徴収対象者以外については、時点の捉え方などについて特別徴収と同様の考え方にに基づき、市町村に送付する。
- ・ ただし、当該年の1月1日に日本国内に住所を有する者に限ってデータ送付することとし、1月2日以降に海外から帰国した者（以下「海外帰国者」という。）は非課税年金データ送付の対象外とする。課税所得については、市町村民税の賦課期日が1月1日である関係上、1月2日以降の海外帰国者は、課税対象外であるため、非課税年金も同様の整理とする。

※ 自己申告の有無と非課税年金情報の有無の関係については、以下のとおりである。

- i) 自己申告で非課税年金「有り」、年金保険者からの非課税年金情報「有り」
補給給付の利用者負担段階判定に当該非課税年金情報を勘案する。
ただし、非課税年金を併給している場合には、それぞれの年金が異なる市町村に通知される可能性があることに留意されたい。
- ii) 自己申告で非課税年金「有り」、年金保険者からの非課税年金情報「無し」
補給給付申請時に非課税年金を受給していると申告した者の非課税年金情報が保険者である市町村に届かない場合が想定されるところ、以下のとおり対応することが考えられる。

ii-1) 年金保険者へ居所のみを登録している者である場合

被保険者本人又は家族に対して居所として年金保険者へ登録した住所（例えば、年金保険者からの通知が届く住所）や住民票登録をしている住所の聞き取りを行い、当該住所の市町村の介護保険部局へ照会することとする（照会方法は（3）、照会様式例は別添様式3及び別添様式4参照）。認知症を有する者など被保険者本人からの聞き取りが難しく、かつ、家族などからの聞き取りも望めない場合には、住民基本台帳の情報などから、過去の住所地を検索することとする。保険者である市町村は、法第203条に基づき、当該申告者の非課税年金情報が送付されている市町村に対して当該申告者の非課税年金情報の照会を行うことができる。

なお、年金保険者へ居所のみを登録している者（例えば、A市からB市に住民票を移したが、住民基本台帳と基礎年金番号が連携していないこと及び住所変更手続きを行っていないことにより、A市しか年金保険者へ登録されていない者）については、非課税年金受給者本人による年金保険者へのマイナンバー（個人番号）の登録、住所変更の届出により、登録・届

出以降に作成される通知が、保険者である市町村に送付されることになる。被保険者から問い合わせがあった際は、マイナンバー（個人番号）の登録などの手続きの詳細は、以下の URL を参考としつつ、適宜、各年金保険者の窓口をご案内いただきたい。

- ・日本年金機構「年金を受けている方が住所や年金の受取先金融機関を変えるとき」
<https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/tetsuduki/kyotsu/jukyu20140421-13.html>
- ・国家公務員共済組合連合会「Q 転居したのですが、手続きはどのように行うのですか。」
https://www.kkr.or.jp/nenkin/q_and_a/jukyu/todokede/henkou/faq_0129.html
- ・日本私立学校振興・共済事業団「氏名・受取金融機関・住所の変更」
<https://www.shigakukyosai.jp/nenkin/tetsuduki/tetsuduki03.html>
- ・地方公務員共済組合連合会→手続きの詳細は各共済組合のHP等で確認してください。
(各共済組合へのリンク)
<http://www.chikyoren.or.jp/link/kumiai.html>

ii - 2) 普通徴収対象者かつ住所地特例対象者である場合

保険者である市町村へ非課税年金情報が届くようにする方法は現時点では想定されないため、保険者である市町村は、必要に応じて、当該者の非課税年金情報を施設所在市町村に照会すること（照会方法は（3）、照会様式例は別添様式3及び別添様式4参照）。

ii - 3) 前年に海外に居住していた者である場合

海外に居住している間の非課税年金情報は通知されないことについて留意されたい。

iii) 自己申告で非課税年金「無し」、年金保険者からの非課税年金情報「有り」
非課税年金情報を基に判定を行う。非課税年金勘案により利用者負担段階が変更になる場合や申告を故意に行わなかったと認められる場合などは、必要に応じ被保険者へ確認・説明を行うこと。

iv) 自己申告で非課税年金「無し」、年金保険者からの非課税年金情報「無し」
非課税年金情報はないものとして判定を行う。

② 通知経路

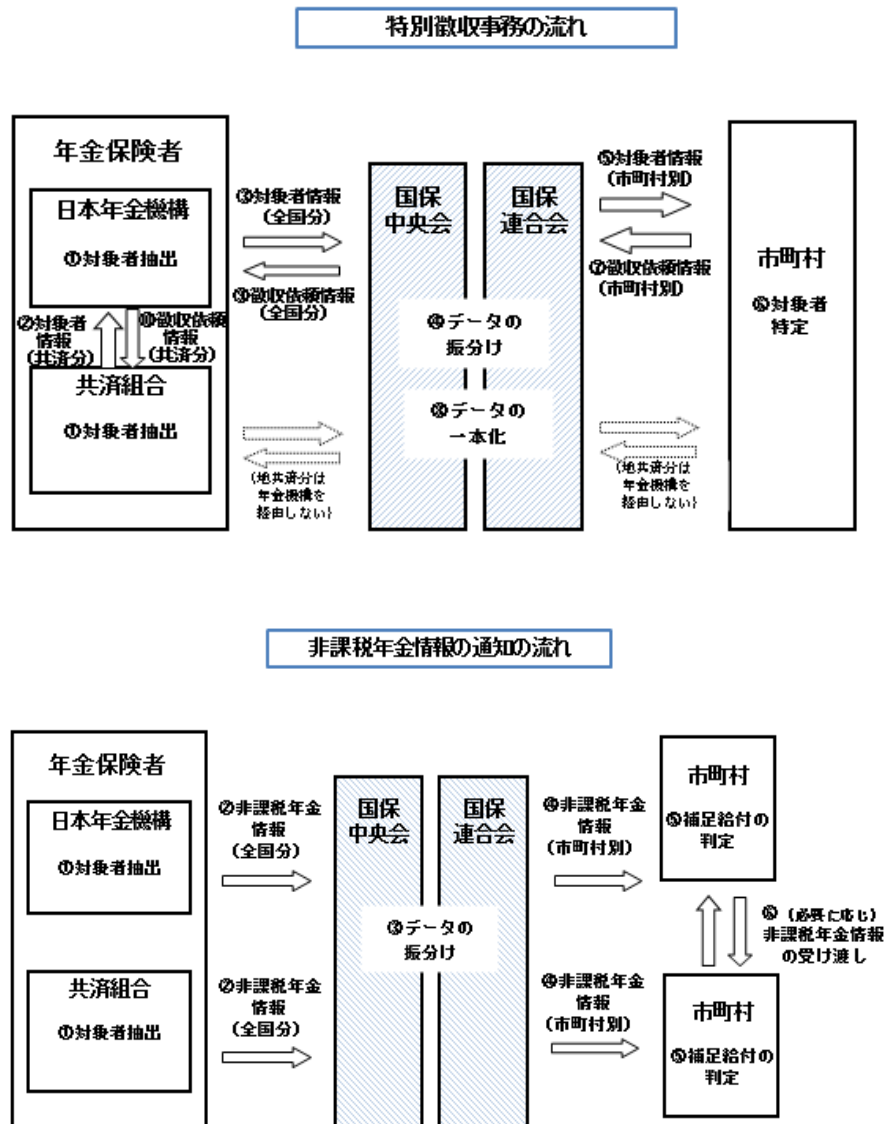
特別徴収対象者の通知経路と同様、年金保険者→経由機関（国民健康保険中央会→各都道府県国民健康保険団体連合会）→市町村の経路で、非課税年金情報を

通知する。

ただし、非課税年金額を勘案する際に、特別徴収のように対象となる年金の優先順位の判定は要しないことから、日本年金機構において共済組合から提供された情報を集約することとはしない。このため、国家公務員共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済事業団については、日本年金機構を経由することなく、それぞれが直接、国民健康保険中央会に通知する。

※ 特別徴収の事務と異なり、非課税年金情報の通知に係る事務については、年金保険者からの情報を受領するのみであるため、例えば、当該市町村の被保険者でない者の非課税年金情報が通知された場合でも、年金保険者及び経由機関に対してや個別に照会することのないよう留意されたい。

【参考：特別徴収と非課税年金情報の通知の流れの違い】



③ 通知時期

前年1月1日から12月31日までの間に年金保険者が非課税年金受給者に対して支給した非課税年金（実績）について、非課税年金受給者の住所地の市町村へ当該年の5月31日までに通知される。

※ 通知日が行政機関の閉庁日の場合は、当該閉庁日の直前の開庁日となる。

④ 通知事項

非課税年金受給者の氏名、住所、生年月日、性別、基礎年金番号、年金コード、支払年金額、対象年、市町村コード等

※ 市町村コードについては、特別徴収で住所地特例対象者となっている非課税年金受給者に係る補足給付における非課税年金情報の通知においても、同様に住所地の市町村とは異なる市町村へ送信することができるよう年金保険者において設定している。

※ 通知対象者がいない市町村に対しては、該当者がいない旨（0件）の通知が行われる。

(2) 月次処理

年次処理以降、毎月1回（年12回）、年次処理で通知した非課税年金額に変更があった場合や、遡及して非課税年金額が支給された場合に通知する処理をいう。当該情報を基に、該当者について支給要件の有無を再判定することとする。

① 通知対象者

前年以前に遡及して非課税年金が発生し、当該年の1月1日時点で40歳以上の年金受給者及び年次処理又は以前の月次処理において通知した非課税年金額に変更があった年金受給者である。

※ 前年以前に遡及して非課税年金が発生した場合は、年次処理と異なり、当該年の1月1日現在において、国内に居住していた者に限定されないことに留意されたい。月次処理の通知があった補足給付受給者について、年次処理で非課税年金情報が得られていない場合には、当該年の1月1日現在において国内に居住していなかった（課税対象外）可能性があるため、住民基本台帳を照会し、当該年の1月1日に当該市町村（広域連合については、構成市町村をいう。当該市町村に当該年の1月2日以降に異動してきた者については、異動前市町村など）に住民票を有していたか確認し、国内居住者であったことを確認すること。

※ 前年に非課税年金を受給していた者が、年の途中で40歳に到達した場合は、当該年の翌年に行われる年次処理で初めて通知されることとなり、当該年の月次処理においては通知されない。この場合の非課税年金情報につ

いては、本人の自己申告のみにより把握することとなるため、申請を行う本人又は家族から、年金の振込通知書など前年に支給を受けた年金額がわかる書面の提示を求め、判定を行うこととする。

※ 基本は当該年より直近3年間分の情報が届くこととなる。

② 通知経路

年次処理と同様である。

③ 通知時期

非課税年金受給者の住所地の市町村へ毎月10日までに、前月に支給された支給額の改定情報や遡及して支給された額を通知する。

※ 通知日が行政機関の閉庁日の場合は、当該閉庁日の直前の開庁日となる。

④ 通知事項

年次処理と同様である。

(3) 非課税年金情報の市町村間の受け渡しについて

① 照会方法

本人が非課税年金を受給していると申告しているにも関わらず、年金保険者から非課税年金情報が保険者市町村（以下「照会元市町村」という。）に届かない場合は、他市町村に当該者の非課税年金情報が通知されている可能性が高い。この場合、住所地特例対象者であれば施設所在市町村に、他市町村から転入してきた被保険者であれば当該市町村に通知されていることが予想されるため、別添様式3でお示しする照会様式例を参考とし、他市町村の介護保険部局宛に非課税年金情報を照会されたい。このとき、照会先の市町村（以下「照会先市町村」という。）における住所を把握している場合には、当該住所を記載することでより正確に非課税年金情報の照会を実施できることから、可能な限り記載することが望ましい。

② 回答方法

照会先市町村は、照会元市町村より提示された氏名（カナ）、生年月日、性別の情報を基に、年金保険者から通知された非課税年金情報の中から当該者の非課税年金情報（基礎年金番号、情報作成年月日（年金保険者から通知される情報に含まれているレコード作成時の年月日（※））、年金種別、年金保険者、支払額（月次処理により変更されている場合は、直近の月次処理により把握した支払額）を検索し、回答すること。検索の際は、生年月日及び性別で検索をかけ、絞り込んだ情報からカナで特定することが望ましい。（カナについては、年金保険者が把握しているものと市町村が把握しているものが、濁点の有無等に

ついて差異がある可能性がある。) また、複数の年金を受給している場合は、全ての種類の年金について回答されたい。

照会先市町村に当該者の情報が通知されていない場合は、照会先市町村（広域連合については、構成市町村をいう。）に転入する前に住所があった市町村を提示するなど、照会先市町村においては照会が引き続き行うことが可能となるよう協力いただきたい。

回答の様式については、別添様式4でお示しする回答様式例を参考とされたい。

※ 支払額は月次処理により遡及して変更される可能性があることから、当該支払額に関する情報がいつ作成されたものであるかについて、照会元市町村が管理する観点から含めているもの。

【参考：年次処理・月次処理のサイクル】

	年金 保険者	→	国保 中央会	→	国保 連合会	→	市町村
年次 処理		5/●		5/●		5/31	
月次 処理		6/●		6/●		7/10	
		7/●		7/●		8/10	
		8/●		8/●		9/10	
		9/●		9/●		10/10	
		10/●		10/●		11/10	
		11/●		11/●		12/10	
		12/●		12/●		1/10	
		1/●		1/●		2/10	
		2/●		2/●		3/10	
		3/●		3/●		4/10	
		4/●		4/●		5/10	
		5/●		5/●		6/10	

※ 日付入り（市町村への到達日）は確定日付。●は毎年関係機関間の調整・取り決めにより決定。

III 事務処理

補足給付の支給は、その属する世帯の状況と、本人、世帯員及び配偶者の所得・資産の状況に応じて判定されるものであり、具体的には次により判定することとなる。

第1 申請時の対応

申請書の収入等に関する申告欄及び受給している非課税年金の種別欄（遺族年金・障害年金の別及び年金保険者の別）を申請者に記入させることにより、毎年申告を求めるものとする。

※ 非課税年金情報が、保険者である市町村に届かない可能性があるため、年次処理・月次処理（Ⅱの第1（1）及び（2）参照。）に加えて、当該申請者の自己申告により市町村システムにおいて非課税年金勘案情報を確認することとする。

※ 非課税年金情報が保険者である市町村に届かず、また、当該申請者からの自己申告がない場合には、システムの利用による非課税年金情報の把握は不可能となることから、被保険者に対して適切に自己申告を求めることが重要であること。また、非課税年金の受給に関する虚偽の自己申告は、法第22条第1項に基づく加算金の対象となり得ることも併せて説明すること。なお、認知症などにより自ら非課税年金の受給状況を認識できず、親族等の助けも望めないと保険者が認めた場合には、そのまま申請を受けても差し支えないこと。

第2 定期的な判定

補足給付は市町村民税世帯非課税が支給要件の一つとなっており、市町村民税課税の有無は、毎年度、前年中の所得に基づいて決定されることから、その決定時期を踏まえ、毎年8月1日を基準日として定期的に判定を行う。なお、転入者については転入先市町村が転出元市町村に所得を照会することで対応し、住所地特例対象被保険者については現住所地である施設所在市町村に所得を照会することで対応する。

（1）世帯状況・所得及び資産状況の把握

保険者は、毎年8月1日現在の世帯状況・所得及び資産の状況を把握し、次の判定を行う。

① 世帯の課税状況の判定

従来どおり、判定対象となる世帯が市町村民税世帯非課税（市町村の条例により免除されている場合を含む。）かどうかを判定する。支給対象者の配偶者が同一世帯に属していなければ②の判定に、同一世帯に属していれば③の判定に移る。

② 配偶者の課税状況の判定

配偶者が同一世帯に属していない場合には、別途配偶者の課税状況を把握する必要があることから、まずは介護保険負担限度額認定申請書において配

偶者の課税状況（市町村民税課税・非課税）の記入を求め、確認する。

この場合、配偶者が他市町村に居住している場合には、自市町村が保有する税情報では配偶者の課税状況を確認できないが、記入された内容が真性なものかどうか、必要に応じて確認する際には、次の方法で配偶者の課税状況を照会することが考えられる。

i) 配偶者の有無及び住所地の確認

介護保険負担限度額認定申請書における配偶者の有無欄、配偶者の氏名・住所等欄の記入内容により、配偶者が住所を有する市町村を把握する。

なお、配偶者が無いと記入された場合に、真に配偶者が無いかどうかを確認する必要があると判断したときは、本人の戸籍による確認が可能である。そのような場合には、本籍地に対して戸籍照会を行うことが考えられる。

本籍地の確認については、

- ・ 介護保険負担限度額認定申請書に本籍地の記入欄を設ける
- ・ 本籍地の記載された住民票の写しの添付を求める
- ・ 法第203条のほか、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条の2第1項の規定に基づき、住民票の写しの公用請求を行い本人の本籍地を確認するといった方法が考えられ、こうして把握した本籍地に対して戸籍照会を行う（※）。

※ 住民基本台帳法第12条の2第1項（国又は地方公共団体の機関の請求による住民票の写し等の交付）には、「法令で定める事務」の遂行のために必要がある場合には住民票の写し等の交付を請求することができる」と規定されている。また、戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条の2第2項（戸籍謄本等の交付の請求）には、「法令の定める事務」を遂行するために必要があるときは戸籍謄本等の請求ができる」と規定されている。この点、補足給付の支給要件を定める施行規則第83条の5において、配偶者が非課税であることを要件として規定していることから、この規定に基づき行う支給要件の判定事務は、住民基本台帳法上の「法令で定める事務」又は戸籍法上の「法令の定める事務」に位置付けられる。

また、事実上の婚姻関係にある者も配偶者に含めることとしているが、その場合、事実上の婚姻関係を公的に証する書面はないため、本人の申告内容をもとに判断することとなる。（内縁関係者の続柄を届け出ている場合、住民基本台帳の「夫（未届）」「妻（未届）」の記載で確認できることもある。）

一方で、(1)配偶者が行方不明となった場合、(2)配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条第1項に規定する配偶者からの

暴力を受けた場合、(3)その他これらに準ずる場合には、配偶者の課税状況の勘案の対象外とするが、それぞれ次の方法で確認する。

- (1)…本人からの申出を基本とし、警察への行方不明者の届出の写しなど、事実を確認できる方法により把握。
- (2)…住民基本台帳の閲覧禁止措置が講じられていることなど、事実を確認できる方法により把握。
- (3)…本人からの申出を基本とし、例えば経済的虐待の場合は高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づき対応を行う市町村、地域包括支援センター等の関係機関に確認するなど、個別の事情に応じた方法により把握。

ii) 配偶者の課税状況の確認

i) により把握した配偶者が住所を有する市町村に対して、市町村民税課税状況を照会することで確認する。

③ 預貯金等の判定

本人及び配偶者の所有する預貯金等の合計額を確認するため、介護保険負担限度額認定申請書に預貯金等の額の記入を求めるとともに、施行規則第83条の6第2項に基づき預金通帳の写し、口座残高が確認できるウェブサイトのコピーなど、記入内容が確認できる書類の添付を求める。あわせて、保険者が金融機関に対して預貯金等の額の照会を行うことについての同意書を必要な添付書類として同項に規定しており、申請書とともに提出を求めるとする。記入する残高及び添付する預金通帳等の写しの記帳の時点としては、高齢者の主たる入金の原因である年金の振り込み期間も踏まえ、運用上、原則として申請日の直近2ヶ月以内の期間として取り扱う。(直近2ヶ月以内に入金がないなどの例外的なケースもあり得るため、その場合は2ヶ月以前の直近の記帳の金額で判断することとなる。)

※ 預金通帳の写し等の書類の添付については、適正な支給決定のため初回申請時には求める必要があるが、介護保険施設等に継続入所中の場合であって、預貯金等の額に大きな変動がないと見込まれるときなどについては、申請者の負担に鑑み、必ずしも毎年の添付まで求めなくとも差し支えない。添付の頻度は、適正な判定を行える範囲で、保険者の運用の中で判断して差し支えない。

※ 預金通帳の写し等の添付書類の準備に時間を要したがために申請期限に間に合わなかった場合など、負担限度額認定がサービス利用までに間に合わなかったことがやむを得ないと保険者が認める場合には、施行規則第83条の8に基づき遡って補足給付を支給することが可能である。

また、例えば申請者が独居で認知症などの場合であって、自ら預金通帳

の写し等の用意ができない場合には、他の親族や施設職員による代行申請や、成年後見人による申請が基本となる。なお、認知症などにより自ら預貯金等の残高や通帳の所在を認識できず、親族等の助けも望めないと保険者が認めた場合には、預貯金等が基準に満たないものとして一旦支給決定をしても差し支えない。この場合、預貯金等が基準を上回ることが後日確認されたら、過誤調整により対応することとなるが、不正の意図がない場合には加算金の対象にはならないことに留意する。

保険者は預貯金等の額が真正なものか確認するため、必要に応じて、法第203条に基づき、金融機関に対して預貯金等の額の照会を行うことができる。

金融機関に対する照会については、「金融機関本店等に対する一括照会の実施に係る照会先一覧について」（平成27年3月31日厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡）に掲載された金融機関の本店等に一括照会することとしている。その詳細な実施方法については「金融機関本店等に対する一括照会の実施についての一部改正について」（令和元年11月13日老介発1113第1号厚生労働省老健局介護保険計画課長通知）[参考資料1](#)及び「金融機関本店等に対する一括照会の実施について」（平成27年3月31日厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡）[参考資料2](#)に定めているので、これらに従って運用する必要がある。なお、本店等一括照会の対象となっていない金融機関に対しては、従来どおり、各支店に個別に照会を行うこととなる。

※ 金融機関に対する照会は、申請に対して全件実施することは想定しておらず、サンプル調査や、申請内容に個別に疑義がある場合などに実施することを想定しているものである。

負債を有する場合には、本人からの自己申告とともに、貸付額、返済期日等が記載され、署名、捺印がある金銭消費貸借契約書などの負債額を確認できる書面の写しによりその額を確認し、認定した預貯金等の合計額から控除することとする。なお、個人名義であっても、営む業務に係る負債については、ここでの負債には含まない。また、税金や保険料等の滞納額も、ここでの負債には含まない。

（2）認定証の交付

（1）により判定を行ったら、支給対象者に対して、負担限度額及び有効期限を記した認定証を作成し、郵送や窓口交付等により交付する。有効期限の始期は8月1日、終期は翌年7月31日となる。

ただし、保険者において、受給者の預貯金等の額の変動状況や過誤調整の発生見込み等の地域の実情を踏まえ、必要があると認めるときは、当該終期を翌々年7月31日としても差し支えない。ただし、その際には、被保険者に対して、認定証の有効期間中に支給の要件を満たさなくなった場合には認定証返還の徹底を求

めるなど不適正受給の発生防止に努めること。

なお、判定の結果、要件を満たしていない場合には不支給決定通知書を発行することとなるが、理由が明確に認識できるよう、たとえば、

- ・市町村民税課税世帯であるため
- ・同一世帯でない配偶者が市町村民税課税であるため
- ・厚生労働省令で定める額を超える資産があるため
- ・特例減額措置の要件に該当しないため

等の理由を記載する。

第3 随時の判定

第2に掲げる定期的な判定後も、世帯構成の変更、配偶者の状況の変更、預貯金等の額の変動に伴い、補足給付の支給の可否が変わる可能性がある。このため、変更後の状況を踏まえて再判定し、支給の可否が変わる場合には速やかに所要の措置を講じる必要がある。

なお、補足給付は申請に基づいて負担限度額認定を行い支給する仕組みであるため、状況の変更を受けて支給要件を満たすこととなることを見込まれる場合、申請を受けてから要件の確認・判定を行う。

(1) 変更の事実の把握

① 世帯構成の変更

市町村民税世帯非課税か否かは、世帯構成の変更（転入・転出・転居・死亡等）により変わり得るため、住民基本台帳の更新状況の確認などを通じて、随時、世帯構成の変更の事実を把握することが必要となる。

② 配偶者の状況の変更

配偶者の死亡・離婚や、新たに婚姻があったことにより、配偶者の課税状況に係る要件の適合状況は変わり得る。この点、配偶者が同一世帯に属している場合には①の確認で対応できるが、同一世帯に属していない場合には保険者の保有する情報では自動的に把握することが困難と考えられる。したがって、本人からの申出等により配偶者の状況の変更が把握できた場合には、それに応じて対応するとともに、把握できない場合には、翌年の定期的な判定時に把握し、必要に応じて過誤調整（後述第6参照）で対応することもあり得る。

③ 預貯金等の額の変動

預貯金等の額は日々変動するものであるため、預貯金等の額に係る要件の適合状況は随時変わり得る。この点、保険者が預貯金等の額の変動を自動的に把握することは困難であるから、本人からの申出等により預貯金等の額の変動が把握できた場合にはそれに応じて対応するとともに、把握できない場合には、翌年の定期的な判定時に把握し、必要に応じて過誤調整（後述第6

参照) で対応することもあり得る。

また、単身者に婚姻があった場合、その時点から配偶者の預貯金等の額を把握して本人の預貯金等の額との合計額がⅠの第1(2)①及び②以下であるかどうかを確認する必要があるため、配偶者の預貯金等の申告及び預金通帳等の写しの添付が必要となる。

④ 65歳到達により第一号被保険者となる場合

補足給付の支給を受けている第二号被保険者が65歳に到達した際は、資産要件が変更となることから新たに判定を行う必要がある。預金通帳の写し等の添付については、Ⅲの第2(1)③の※と同様の考え方とする。

(2) 変更後の適用

市町村民税世帯非課税か否かを判断する際には、申請日における世帯状況・申請日における課税状況に基づいて判断し、負担限度額認定は申請日の属する月の初日に遡って適用する運用となっている。これを踏まえ、(1)②から④に係る変更後の適用も、同様の考え方で運用する。

すなわち、

- ・ 死亡・離婚等により課税されている配偶者が不在となる場合や、預貯金等の費消により預貯金要件を満たした場合には、その後の申請を受けて、申請日の状況に基づいて判定し、申請日の属する月の初日に遡って負担限度額認定を適用する。
- ・ 婚姻により課税されている配偶者が生じる場合や、預貯金等の入金により預貯金要件を満たさなくなった場合には、当該事実が生じた日の属する月の翌月から補足給付対象外とする。

例1 本人は施設入所で市町村民税非課税の単独世帯(要件を満たしていた場合は、第3段階②に該当。以下、同じ。)。世帯外に課税されている配偶者がいたが、10月15日に当該配偶者が死亡した場合。

例2 本人は施設入所で市町村民税非課税の単独世帯。配偶者はなく預貯金等は500万円を超えていたが、10月15日に500万円以下となった場合。

⇒ 10月15日以降申請が可能であり、同月内に申請があれば、10月1日から補足給付対象。

例3 本人は施設入所で市町村民税非課税の単独世帯。10月15日に配偶者を得て、当該配偶者は課税されていた場合。

例4 本人は施設入所で市町村民税非課税の単独世帯。配偶者はなく預貯金等は500万円以下であったが、10月15日に500万円超となった場合。

⇒ 10月中は補足給付対象で、11月から補足給付対象外。

第4 境界層措置に係る判定

要保護者のうち、所得区分に応じて通常判定される負担上限額よりも低い負担上限額を適用されたならば、保護を必要としない状態となる者の判定については、生活保護の保護申請が却下又は生活保護が廃止され、かつ、これらの規定を適用することが必要であると認められたことが前提となるが、その適用については、保護の却下に係る申請が行われた月又は保護が廃止された月の初日に遡って適用されるものとする。

なお、適用期間は、開始された年度の翌年度の7月末日まで（当該認定を行った日の属する月が4月～7月までの場合には、当年度の7月末まで）継続するものとする。

第5 生活保護の開始・廃止に伴う判定

所得や世帯構成の変更における適用と同様の取扱いとし、月の途中において生活保護が開始された場合は、当該月の初日に遡って新たな区分を適用する。

第6 過誤調整

適切に負担限度額を判定した後であっても、

- ・ 被保険者からの世帯変更の届出が遅れたことなどにより世帯構成の変更の事実の把握が遅れたり、配偶者の状況の変更や預貯金等の額の変動の把握が事後になったりして、随時の再判定が本来適用すべき月に間に合わなかった場合
- ・ 修正申告等により所得更正があり、判定の根拠とした所得の額が遡及して変更された場合

には、既に利用した過去分のサービスに係る負担限度額認定を訂正して適用する必要が生じることがある。この場合、次の考え方を基本に、事後的に正しい負担限度額認定となるよう過誤調整を行う。

(1) 世帯状況・所得及び資産状況の変更の事実の把握が遅れた場合

第2に掲げるとおり、世帯構成の変更に伴って市町村民税世帯非課税と課税の間で変更が生じたり、婚姻や配偶者の死亡・離婚、預貯金等の額の変動が生じたりする場合がある。その際、転出入や死亡等に係る本人からの届出が遅れたことや、同一世帯に属しない配偶者の状況や預貯金等の状況を随時に把握できなかったことなどが原因で、結果として、本来負担限度額認定の見直しを行うべき時期に切り替えができていないケースも想定される。

こうした場合、事実を把握した時点で速やかに再度負担限度額認定を行うとともに、既に被保険者が負担していた金額と補足給付の支給額を調整する必要がある。すなわち、本来負担限度額認定の対象外であるはずの期間に補足給付を支給している場合は、保険者が本人から差額を徴収する。また、本来負担限度額認定を受けられる期間に補足給付を支給していない場合には、食費・居住

費の基準費用額を超えない金額を支払っている場合において、施行規則第83条の8の規定により、保険者がやむを得ないと認める場合には差額を本人に支給する。

(2) 所得更正があった場合

所得更正により、世帯員又は配偶者について非課税と課税が変更となる場合、変更の事実を把握した時点で速やかに再度負担限度額認定を行うとともに、既に被保険者が負担していた金額と補足給付の支給額を調整する必要がある。支給額の調整については、(1)と同様とする。

(3) 非課税年金額の改定があった場合

非課税年金額の改定や遡及支給の情報については、年金保険者からの月次処理による通知や本人からの申出等により把握できた場合には、それに応じて対応するとともに、非課税年金額が保険者である市町村に届かない上に自己申告がなく把握できない場合には、翌年の定期的な判定時に把握し、必要に応じて過誤調整で対応することもあり得る。支給額の調整については、(1)と同様とする。

(4) 遡及期間

(1)の場合、本来の負担限度額の適用開始時期にまで遡って、その時点から直近に至るまでの間に生じた差額を過誤調整することとなる。

(2)及び(3)の場合、所得とは年度を通じて一つの金額に決まるものであるから、所得に基づく定期的な判定の切り替えが行われる8月1日まで遡って、その時点から直近に至るまでの間に生じた差額を過誤調整することとなる。(更に過年度分の所得が更正された場合には、それに応じて、当該所得が判定に用いられる期間に生じた差額を過誤調整することとなる。)

(1)、(2)及び(3)のいずれにしても、遡及は消滅時効の範囲内にとどまるため、

- ・ 法第200条第1項の規定により保険給付を受ける権利は2年の消滅時効が適用され、差額の追加給付は2年間を限度
- ・ 地方自治法第236条第1項の規定により不当利得の返還請求権は5年の消滅時効が適用され、差額の徴収は5年間を限度

として遡及変更し得ることとなる。この場合、消滅時効の起算点は権利を行使することができるに至ったときと解されるため、食費・居住費の支払日の翌日から進行するものとして取り扱う。

介護保険負担限度額認定申請書

年 月 日

(申請先)

市(町村)長

次のとおり関係書類を添えて、食費・居住費(滞在費)に係る負担限度額認定を申請します。

フリガナ 被保険者氏名			被保険者番号		
生年月日	年 月 日		個人番号		
住所	連絡先				
入所(院)した 介護保険施設の 所在地及び名称 (※)	連絡先				
入所(院)年月日 (※)	年 月 日		(※)介護保険施設に入所(院)していない場合及び ショートステイを利用している場合は、記入不要です。		

配偶者の有無	有 ・ 無		左記において「無」の場合は、以下の「配偶者に関する事項」については、記載不要です。		
配偶者に関する事項	フリガナ 氏名				
	生年月日	年 月 日		個人番号	
	住所	連絡先			
	本年1月1日 現在の住所 (現住所と異なる場合)				
	課税状況	市町村民税 課税 ・ 非課税			

収入等に関する申告	<input type="checkbox"/> ①生活保護受給者/②市町村民税世帯非課税である老齢福祉年金受給者				
	<input type="checkbox"/> ③市町村民税世帯非課税者であって、課税年金収入額と【遺族年金※・障害年金】の収入額、その他の合計所得金額の合計額が年額80万円以下です。 (受給している年金に○して下さい。以下同じ。) ※ 寡婦年金、かん夫年金、母子年金、準母子年金、遺児年金を含みます。以下同じ。				
	<input type="checkbox"/> ④市町村民税世帯非課税者であって、課税年金収入額と【遺族年金※・障害年金】の収入額、その他の合計所得金額の合計額が年額80万円を超え、120万円以下です。				
	<input type="checkbox"/> ⑤市町村民税世帯非課税者であって、課税年金収入額と【遺族年金※・障害年金】の収入額、その他の合計所得金額の合計額が年額120万円を超えます。				
預貯金等に関する申告 ※通帳等の写しは別添	預貯金、有価証券等の金額の合計が②の方は1000万円(夫婦は2000万円)、③の方は650万円(同1650万円)、 <input type="checkbox"/> ④の方は550万円(同1550万円)、⑤の方は500万円(同1500万円)以下です。 ※第2号被保険者(40歳以上64歳以下)の場合、③~⑤の方は1000万円(夫婦は2000万円)以下です。				
	預貯金額	円	有価証券 (評価概算額)	円	その他 (現金・負債を含む) ※内容を記入して下さい

申請者が被保険者本人の場合には、下記について記載は不要です。

申請者氏名	連絡先(自宅・勤務先)
申請者住所	本人との関係

注意事項

- この申請書における「配偶者」については、世帯分離をしている配偶者又は内縁関係の者を含みます。
- 預貯金等については、同じ種類の預貯金等を複数保有している場合は、そのすべてを記入し、通帳等の写しを添付してください。
- 書き切れない場合は、余白に記入するか又は別紙に記入の上添付してください。
- 虚偽の申告により不正に特定入所者介護サービス費等の支給を受けた場合には、介護保険法第22条第1項の規定に基づき、支給された額及び最大2倍の加算金を返還していただくことがあります。

同 意 書

市(町村)長 殿

介護保険負担限度額認定のために必要があるときは、官公署、年金保険者又は銀行、信託会社その他の関係機関(以下「銀行等」という。)に私及び私の配偶者(内縁関係の者を含む。以下同じ。)の課税状況及び保有する預貯金並びに有価証券等の残高について、報告を求めることに同意します。

また、貴市(町村)長の報告要求に対し、銀行等が報告することについて、私及び私の配偶者が同意している旨を銀行等に伝えて構いません。

年 月 日

<本人>

住所

氏名

<配偶者>

住所

氏名

長様

(介護保険担当課御中)

市 (区町村) 長

介護サービス利用者の非課税年金の受給状況について (照会)

令和 ●● 年度の特定入所者介護 (予防) サービス費の利用者負担段階判定の資料として、次の者に係る令和 ▲▲ 年の非課税年金情報が必要ですので、貴市 (区・町・村を含む。以下同じ。) が把握している直近の令和 ▲▲ 年の非課税年金情報 (複数受給している場合は、その全て) に関して、折り返しご回答下さるようお願いします。また、次の者に係る非課税年金情報を貴市が把握していない場合又は令和 ●● 年の1月1日時点で貴市内に住所が無い場合は、転入前住所の記入又は住民票の写しの送付をお願いいたします。

対 象 年	平成・令和 ▲▲ 年		
フリガナ		生年月日	明・大・昭 年 月 日
被保険者氏名		性 別	男 ・ 女
現 住 所	-----		
貴管内住所 (任 意)	-----		

長様

(介護保険担当課御中)

市 (区町村) 長

介護サービス利用者の非課税年金の受給状況について (回答)

令和 年 月 日付けで照会がありました次の者に係る令和 ▲▲ 年の
非課税年金情報について、下記のとおり回答します。

(照会対象者)

対 象 年	平成・令和 ▲▲ 年		
フリガナ		生年月日	明・大・昭 年 月 日
被保険者氏名		性 別	男 ・ 女
住 所	-----		

(回答欄)

照会対象者に係る 非課税年金情報の有無	有 ・ 無
------------------------	-------

(1) 非課税年金情報「有」の場合

基礎年金番号	情報作成年月日	平成・令和 年 月 日
年金種別 (コード)	年金保険者 (コード)
支 払 額		

対象年の翌年の1月1日時点の当市(区・町・村)内における住所の有無	有 ・ 無
-----------------------------------	-------

(2) 非課税年金情報「無」の場合又は対象年の翌年の1月1日時点の住所が「無」の場合

※ 下欄に転入前住所の記入又は住民票の写しの送付をお願いいたします。

転入前住所地	----- 平成・令和 年 月 日 転入
--------	-------------------------

老介発 1113 第 1 号
令和元年 11 月 13 日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局介護保険計画課長
（ 公 印 省 略 ）

「金融機関本店等に対する一括照会の実施について」の
一部改正について（通知）

今般、「金融機関本店等に対する一括照会の実施について」（平成 27 年 3 月 31 日老介発 0331 第 3 号厚生労働省老健局介護保険計画課長通知）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、令和 2 年 4 月 1 日から適用することとしました。

従来は、当該通知に基づく金融機関本店等に対する一括照会の際、申請者本人の同意書を添付することとしていましたが、この度、これを不要とすることとしました。なお、同意書の取得そのものは引き続き必要である取扱いは変わらない点につき、ご留意いただきますようお願いいたします。

当該内容について、御了知の上、管内保険者へ周知いただきますようお願いいたします。